

衆議院 議院 運 營 委 員 会 議 録 第 十 二 号 (閉会中審査)

令和三年一月七日(木曜日)

午後三時開議

出席委員

委員長 高木 毅君

理事 御法川信英君

理事 盛山 正仁君

理事 松本 洋平君

理事 小川 淳也君

理事 佐藤 英道君

理事 高村 正大君

理事 本田 太郎君

理事 枝野 幸男君

理事 遠藤 敬君

丹羽 秀樹君

大塚 高司君

福田 達夫君

青柳陽一郎君

武部 新君

伊藤 俊輔君

塩川 鉄也君

浅野 哲君

大島 理森君

赤松 広隆君

西村 康稔君

岡田 憲治君

議長

副議長

国務大臣

事務総長

委員の異動

一月七日

辞任

同日

伊藤 俊輔君

辞任

枝野 幸男君

補欠選任

枝野 幸男君

補欠選任

伊藤 俊輔君

同日

伊藤 俊輔君

補欠選任

枝野 幸男君

同日

伊藤 俊輔君

補欠選任

枝野 幸男君

同日

伊藤 俊輔君

補欠選任

枝野 幸男君

同日

伊藤 俊輔君

補欠選任

枝野 幸男君

同日

伊藤 俊輔君

補欠選任

枝野 幸男君

同日

伊藤 俊輔君

補欠選任

枝野 幸男君

同日

伊藤 俊輔君

補欠選任

枝野 幸男君

同日

伊藤 俊輔君

補欠選任

枝野 幸男君

○西村国務大臣 委員各位におかれましては、政府の新型コロナウイルス感染症対策に御協力を賜り、御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染状況につきまして、全国のかつ急速な蔓延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと判断し、新型インフルエンザ等対策特別措置法第三十二条第一項の規定に基づき、緊急事態宣言を発出することといたしました。

本日、基本的対処方針等諮問委員会を開催し、宣言の公示案について御了解をいただいたところであり、これを受け、本日夕刻、政府対策本部を開催し、緊急事態宣言を発出したいと考えております。

今般の緊急事態宣言は、その期間を一月八日から二月七日までの一月月間とし、実施すべき区域を東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、東京都とするものであります。

政府としては、これまでの経験、知見や専門家の分析を踏まえ、飲食店の営業時間短縮要請など、感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている飲食の対策と、その実効性を上げるために、飲食につながる人流の抑制を始めとする効果的な緊急事態措置を講ずることとしております。

社会機能維持のための事業継続は引き続きお願いしつつ、不要不急の外出・移動自粛、特に二十時以降の外出自粛、出勤者数の七割削減を目指したテレワークの推進など、国民の皆様への御理解と可能な限りの御協力をいただきたいと考えております。

今後とも、国民の皆様への命と健康を守ることを第一に、都道府県とも緊密に連携しながら、感染拡大の防止に向けた取組を徹底してまいります。各党の皆様におかれましては、何とぞ御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

○高木委員長 ただいまの事前報告について発言を求められておりますので、順次これを許します。松本洋平君。

○松本(洋)委員 自由民主党の松本洋平です。冒頭、新型コロナウイルスによって亡くなられた皆様方の御冥福を心からお祈り申し上げますとともに、この新型コロナウイルスに対応するために最前線で戦っておられます医療従事者を始め、全ての皆様方に心から敬意を申し上げます。

さて、今回、緊急事態宣言の発出でありますけれども、そもそも、宣言の発出を望んでいる人は誰もおりません。こうした状況になったことは、大変遺憾であり、残念なことだと考えております。この思いは、西村大臣も、そして菅総理を始め全ての皆様方の同じ思いだと思っております。

その上で、私は東京が地元としているわけでありまして、地元の方々とともに、地元の皆さんを始め多くの方々から大変厳しい御意見というものを寄せていただいております。新型コロナウイルス感染症への対応、そして今回発出される宣言、これを実効性のあるものとするべく、国民の皆様方の御理解と御協力というものが不可欠だと思っております。

そうした思いを込めつつ、限られた時間ですので、四点を一括して確認してまいりたいと思っております。

まず第一点目。今回、緊急事態宣言が発令されることとなりました。感染状況につきましては、昨年十二月には既に新規陽性者数が過去最多の水準になっておりましたけれども、年明けのこのタイミングで緊急事態宣言を発令した理由は何でしょうか。もっと早くに発令すべきだったとの批判に對しどのように応えるのか、確認をいたします。

二点目。昨年春の感染拡大に対する緊急事態宣言では、国民の社会経済活動を全面的に抑制して感染拡大を減少させてまいりましたが、今回の緊急事態宣言ではどのような措置を行うのか、確認をいたします。

三点目。緊急事態宣言後の見通しをどのように考えているのでしょうか。昨年春以降、コロナとの戦いが続き、国民の間にも自粛疲れが見られるように思います。今回の措置は、前回に比べると社会経済活動への影響は限定的ではありますが、本日に感染拡大の減少につながるのでしょうか。また、緊急事態宣言の解除についてどのように考えているのか、確認をいたします。

四点目。今回の措置は飲食などの感染リスクに絞っておりますけれども、これらに重点を置くエビデンスはあるのでしょうか。緊急事態宣言に伴い、飲食業を始め影響を受ける事業者への支援はどうするのか、確認をいたします。

以上四点、お願いいたします。

○西村国務大臣 お答えを申し上げます。私は、担当大臣として、常にさまざまな事態、最悪のような事態も含めて想定をしながらこの間対応してきたところであります。

昨年の春と夏に大きな流行を経験し、この冬、また経験しているわけでありまして、昨年の春、夏は国民の皆様への御協力によって減少傾向に転じさせることができて、改めて感謝を申し上げます。

実は、今見ている姿は二週間前の姿でありまして、きのう、きょう、高い数字が報告されておりますけれども、これはちょうど二週間前、クリスマス時期であります。その時期、東京を始めとして首都圏は非常に人の出が多く、時短をお願いしておりましたけれども、その活発な活動が、今、潜伏期間や検査期間などを経て、二週間後のきのう、きょうと感染者の数が報告されている、これ

えてきたところでございます。そうした中で、法制局長官とも直接議論も何度かしてまいりましたし、ぜひ早くこの法案を国会に提出し、一日も早く成立させるべく努力をしたいというふうに考えているところでございます。

内容については、もう御案内のとおり、支援と罰則を明記するというのを考えておりますし、また、緊急事態宣言に至らないようにするために、その前段階から、より実効性を上げるために強い措置を盛り込めないうか、あるいは、より柔軟に臨時の医療施設を設けることができないか、こういうことを検討しているところでございます。

○遠藤(敬)委員 お金があっても道具や武器がなかったら効果がないんですね。なので、私どもは、先回りをするという意味ではセッティングしていただきたい。昨日も与党の国対委員長のお二人に要望をいたしましたけれども、結局、周知期間というものも必要らしいですね。となると、二月初めに特措法が仕上がって、いつぐらい、周知期間というのは、大臣、何日ぐらい必要なんですか。

○西村国務大臣 まず、与野党間でこの改正に向けてまして審議を急いでやろうというふうな方向で御議論が進んでいるのを聞いておりまして、大変私の立場からはありがたいというふうに、まずもって感謝申し上げます。一日も早く審議できるように、まず私の方で案をしつかりとつくって国会に提出をしたい。その際、与野党のさまざまな御意見を聞きながら成案をまとめていきたいというふうに考えているところでございます。

その上で、仮に成立した後、罰則を伴うものがありますから、さまざまな他の法令の前例なども調べておられますけれども、少なくとも十日間ぐらいは周知期間として必要なかなというふうに考えております。

いずれにしても、一日も早く提出に向けて努力していきたいというふうに考えております。

○遠藤(敬)委員 ということは、二月初めに、まあ四日間くらいで衆参で仕上がっても、十日を乗せると二月の十日以降になる。緊急事態宣言で二月七日まででできるだけ抑えたいという大臣のお話もありましたけれども、二月七日以降になる。

この一カ月間が一番重要だと思っております。そこで特措法が使えなければ、お金があつたつて道具や武器がない、それじゃ意味がないと僕は思うんです。なので、緊急特措法の改正は安倍政権時より常々申し上げてきたところなんです。

ぜひこれは、補正予算が先だからとか、議院が後なんだと、政府の案をお待ちしているわけなんですけれども、そのお待ちしている間に爆発的な感染があつたときにどうするんですかということをお願いしているわけなんです。

ぜひその点を十分御留意していただいて、これ以上の爆発感染がないことを祈っておりますが、もしそういうことになったときに、特措法があつたらよかったです。急ぎ対応できるように特措法の改正を急ぐということをして西村大臣も政府を挙げて、また、これは与野党を超えて仕上げることを大事ではなからうかということをお願い申し上げます。質問を終わります。

○高木委員 次に、浅野哲君。

○浅野委員 国民民主党の浅野哲でございます。本日、ポイントを絞って質問させていただきます。昨日、この延長についての報道も一部出されておりますけれども、雇用調整助成金の申請期限は二月末を予定されております。解雇通告は一月前に出さなければいけないことになっておりますので、つまり、経営者の方々は緊急事態宣言下でこの判断を迫られることになっております。

ただ、これですと大量の失業者が生まれるおそれがあり、経済の支えと雇用維持のために、申請期限を少なくとも私たちは半年間延長すべきだと考えてきました。

政府としては、この問題についていつまでに判断を下すつもりなのか。即刻判断をしなければいけない問題だと思っております。これが一点目。二点目は、持続化給付金と家賃支援給付金の問題についてであります。

これらの申請期限は一月十五日を予定されております。緊急事態宣言の発出によって経済活動への深刻な影響が出ることは明らかであります。このタイミングで打ち切るとなると、政府としては協力金を払うのだから後の経営努力は経営者が頑張ってください、そういうふうなメッセージにも捉えかねない、そんな内容だと理解せざるを得ません。ですが、それは当然違うと思っております。

緊急事態宣言を発出する以上、影響を受ける全ての事業者を支える責任があります。申請期間延長と複数回化を検討すべきだと思いますし、先ほど大臣の答弁の中でも、御要望があれば機動的な対応も検討する、こういった発言がございました。こういったことについてぜひ検討していただきたいと思っております。

そして、三点目。受験生たちへの支援です。大学の共通試験が迫っています。受験生の不安も募っています。受験生に対する配慮方針をもつと政府は明確に発信すべきだと思います。

例えば、当日、体調不良なだけども原因が特定できずに受験会場に入れなかった場合や、家族が感染して濃厚接触者になつてしまった場合、いろいろなケースが考えられますけれども、今の基本方針では明確な表現が余り見受けられませんが、受験生の安心感につながるためにも、追加の試験機会が確実に確保されるような方針を積極的に、明確に発信していただきたいと思っております。

最後に、要望させていただきますが、生活資金の確保で苦しむ方々への給付金を検討していただきたいと思っております。

コロナ不況が長引く中、国内の雇用環境は悪化を続けています。まず影響を受けたのが、アルバイトや有期契約雇用の方々。仕事を失って厳しい環境の中でこの年末年始を過ごした方もたくさんいらっしゃると思いますし、話も聞きました。こういった方々については、貸付制度はありますが、この貸付制度だけではとても彼らの不安は払拭できない、生活は維持できない。

ぜひ給付金制度の御検討をお願いして、私からの発言を終わります。

○西村国務大臣 お答えを申し上げます。まず、御指摘の雇用調整助成金につきましては、追加で約二・一兆円の財源を確保しているところでございます。しっかりと雇用を守つていきたいと考えております。

月額上限三十三万円の特例措置につきましては、現在二月末までと、先ほど御指摘のあったところでもあります。もう時期が迫っているわけであり、緊急事態宣言ということでもあります。かかるべきタイミングでこの延長についての結論を出す必要があるというふうに考えているところであります。

それから、持続化給付金を始めとして幾つかの支援策について御指摘がございました。厳しい影響を受ける事業者の皆様に対して、特に中小企業、小規模事業者の皆様に対して、必要な支援策を機動的に講じていきたいというふうに考えているところでございます。

あわせて、生活が非常に厳しくなつていらっしゃる皆様方に対して、年末に、一人親世帯への支援、あるいは緊急小口資金を六カ月まで延長する、あるいは住居確保給付金、これは、住宅代を支援する、家賃を支援する、これも九カ月まで延長しているものというふうに承知しております。

さまざまな支援策を講じながら、厳しい世帯の皆様方にもしっかりと支援をしてまいりたいというふうに考えております。

そして、四・六兆円の予備費も確保しておりますので、機動的にそういったことに対しても対応してまいりたいというふうに考えております。受験のお話もございました。まさに受験生が安心して実力を発揮できるよう

に、そして、人生の進路をまさに左右する受験であります。何としても受験機会の確保をできるように、全力で取り組んでいきたいというふうに考えております。

その上で、大学入学共通テストにおいては、病気等によって受験できなかった場合に対応するため、複数の追試験の日を設定しておりますし、その日もふやすことしております。

個別の入学者選抜試験においても、文科省において、従来、追試験の設定は別日での振りかえ受験を可能とする措置を講ずることを各大学に対して強く要請してきておりまして、現在、大学では九割以上の大学で追試験などの配慮が行われるものというふうに承知をしております。

いずれにしましても、これから本番を迎えるわけでありまして、全ての受験生が安心して受験を受けられるよう、私の立場からも全力で対応していきたいというふうに考えております。

○浅野委員 終わります。

○高木委員長 これにて発言は終わりました。

○高木委員長 次回は、来る十五日金曜日午前十一時理事会、正午から委員会を開会いたします。

また、同日午前十時三十分から庶務小委員会、午前十時四十五分から図書館運営小委員会を開会することいたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後三時四十二分散会